令和６年度

－公共測量－　作業規程の準則の改正

付録８　多言語表記による図式

新旧対照表

改正案	現行（令和５年３月３１日改正）	コメント
付録　８ 多言語表記による図式	付録　８ 多言語表記による図式	
目　次 多言語表記による図式 第１章　総　則 第２章　多言語表記の地図記号 第１節　通　則 第３章　地名等の多言語表記 第１節　通　則 第２節　地名等の英語表記基準 附属資料 多言語表記の地図における地図記号	目　次 多言語表記による図式 第１章　総　則 第２章　多言語表記の地図記号 第１節　通　則 第３章　地名等の多言語表記 第１節　通　則 第２節　地名等の英語表記基準 附属資料 多言語表記の地図における地図記号	
多言語表記による図式	**多言語表記による図式**	
第１章　総則	**第１章　総則**	
（目的） 第１条　この図式は、作業規程の準則第１０７条の規定に基づき、数値地形図に記載する地名及び施設名の標準的な英語表記方法の統一、その他、多言語表記の地図における地図記号の適用等の基準を定め、規格の統一を図ることを目的とする。	（目的） 第１条　この図式は、作業規程の準則第１０８条の規定に基づき、数値地形図に記載する地名及び施設名の標準的な英語表記方法の統一、その他、多言語表記の地図における地図記号の適用等の基準を定め、規格の統一を図ることを目的とする。	変更
（他の図式との関係） 第２条　この図式にない事項について、地図情報レベル５００から５０００までの場合は付録７公共測量標準図式を、地図情報レベル１００００の場合は基本測量における１万分１地形図図式を準用することができる。	（他の図式との関係） 第２条　この図式にない事項について、地図情報レベル５００から５０００までの場合は付録７公共測量標準図式を、地図情報レベル１００００の場合は基本測量における１万分１地形図図式を準用することができる。	
第２章　多言語表記の地図記号	**第２章　多言語表記の地図記号**	
第１節　通則 （多言語表記の地図記号） 第３条　多言語により表記する場合の地図記号は、「多言語表記の地図における地図記号」を標準とする。	**第１節　通則** （多言語表記の地図記号） 第３条　多言語により表記する場合の地図記号は、「多言語表記の地図における地図記号」を標準とする。	
第３章　地名等の多言語表記	**第３章　地名等の多言語表記**	
第１節　通則	**第１節　通則**	
（地名等の多言語表記） 第４条　地名等を英語により表記する場合の注記の表示は、「地名等の英語表記基準」を標準とする。	（地名等の多言語表記） 第４条　地名等を英語により表記する場合の注記の表示は、「地名等の英語表記基準」を標準とする。	
第２節　地名等の英語表記基準	**第２節　地名等の英語表記基準**	
（ローマ字表記） 第５条　ローマ字表記の方法は別添１のヘボン式によるものとする。	（ローマ字表記） 第５条　ローマ字表記の方法は別添１のヘボン式によるものとする。	
（英語表記の方式）	（英語表記の方式）	

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行（令和５年３月３１日改正）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>第６条　地名等の英語表記は、追加方式又は置換方式のいずれかによることを標準とする。地名等の英語表記例は別添２のとおりとする。
２　追加方式は、表音のローマ字表記に地形や種別を表す英語を追加する。
３　置換方式は、表音のローマ字表記のうち、地形や種別を表す部分を対応する英語に置き換える。</td><td>第６条　地名等の英語表記は、追加方式又は置換方式のいずれかによることを標準とする。地名等の英語表記例は別添２のとおりとする。
２　追加方式は、表音のローマ字表記に地形や種別を表す英語を追加する。
３　置換方式は、表音のローマ字表記のうち、地形や種別を表す部分を対応する英語に置き換える。</td><td></td></tr>
<tr><td>（英語表記基準の対象）
第７条　地名等の英語表記基準の対象は次の各号のとおりとする。
一　単体の自然地名
二　広域の自然地名
三　行政名・居住地名
四　施設名</td><td>（英語表記基準の対象）
第７条　地名等の英語表記基準の対象は次の各号のとおりとする。
一　単体の自然地名
二　広域の自然地名
三　行政名・居住地名
四　施設名</td><td></td></tr>
<tr><td>（単体の自然地名の対象）
第８条　単体の自然地名の英語表記基準は、島と山、川、湖、岬、峠及び海岸等（以下、「島以外」という。）を対象とする。</td><td>（単体の自然地名の対象）
第８条　単体の自然地名の英語表記基準は、島と山、川、湖、岬、峠及び海岸等（以下、「島以外」という。）を対象とする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（島の英語表記）
第９条　島の英語表記は、追加方式によることを原則とする。島は、Island と表記するものとする。ただし、条約等で既に使用されている英語表記がある場合はその表記に合わせる。</td><td>（島の英語表記）
第９条　島の英語表記は、追加方式によることを原則とする。島は、Island と表記するものとする。ただし、条約等で既に使用されている英語表記がある場合はその表記に合わせる。</td><td></td></tr>
<tr><td>（島以外の単体の自然地名の地形を表す標準的な漢字、読み、英語）
第１０条　島以外の単体の自然地名の英語表記について、地形を表す標準的な漢字、読み、英語及び英語の配置位置は、次表を標準とする。
<table>
<tr><th>地形の種別</th><th>標準的な漢字</th><th>標準的な読み</th><th>地形を表す英語</th><th>地形を表す英語の配置位置
（○○との間は半角スペース）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">山</td><td>山</td><td>やま、さん、ざん</td><td rowspan="2">Mt.</td><td rowspan="2">先頭（Mt. ○○）</td></tr>
<tr><td>岳（嶽）</td><td>たけ、だけ</td></tr>
<tr><td>川</td><td>川</td><td>かわ、がわ</td><td>River</td><td>末尾（○○ River）</td></tr>
<tr><td>湖</td><td>湖</td><td>こ</td><td>Lake</td><td>先頭（Lake ○○）</td></tr>
<tr><td>岬</td><td>岬</td><td>みさき、さき、ざき</td><td>Cape</td><td>先頭（Cape ○○）</td></tr>
<tr><td>峠</td><td>峠</td><td>とうげ</td><td>Pass</td><td>末尾（○○ Pass）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">海岸</td><td>海岸</td><td>かいがん</td><td rowspan="2">Beach</td><td rowspan="2">末尾（○○ Beach）</td></tr>
<tr><td>浜</td><td>はま、ばま</td></tr>
</table></td><td>（島以外の単体の自然地名の地形を表す標準的な漢字、読み、英語）
第１０条　島以外の単体の自然地名の英語表記について、地形を表す標準的な漢字、読み、英語及び英語の配置位置は、次表を標準とする。
<table>
<tr><th>地形の種別</th><th>標準的な漢字</th><th>標準的な読み</th><th>地形を表す英語</th><th>地形を表す英語の配置位置
（○○との間は半角スペース）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">山</td><td>山</td><td>やま、さん、ざん</td><td rowspan="2">Mt.</td><td rowspan="2">先頭（Mt. ○○）</td></tr>
<tr><td>岳（嶽）</td><td>たけ、だけ</td></tr>
<tr><td>川</td><td>川</td><td>かわ、がわ</td><td>River</td><td>末尾（○○ River）</td></tr>
<tr><td>湖</td><td>湖</td><td>こ</td><td>Lake</td><td>先頭（Lake ○○）</td></tr>
<tr><td>岬</td><td>岬</td><td>みさき、さき、ざき</td><td>Cape</td><td>先頭（Cape ○○）</td></tr>
<tr><td>峠</td><td>峠</td><td>とうげ</td><td>Pass</td><td>末尾（○○ Pass）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">海岸</td><td>海岸</td><td>かいがん</td><td rowspan="2">Beach</td><td rowspan="2">末尾（○○ Beach）</td></tr>
<tr><td>浜</td><td>はま、ばま</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td>（島以外の単体の自然地名の英語表記）
第１１条　島以外の単体の自然地名の英語表記は、次の各号に定めるところにより行う。
一　地形を表す部分が標準的な漢字及び読みに該当しない場合は、追加方式によるものとする。
二　地形を表す部分の直前に促音がある場合は追加方式によるものとする。
三　地形を表す部分の直前に助字（平仮名表記でのみ現れる場合も含む。）がある場合は追加方式によるものとする。
２　前項に該当しない場合、次の各号に定めるところにより英語表記を行う。
本項では、固有名詞的部分（名称全体から地形を表す部分を除いた部分）の読みの音拍数により場合分けをする。音拍数とは、促音（「っ」）、長音（「ー」）、撥（はつ）音（「ん」）及び拗音（「きゃ」「きゅ」「きょ」など）をそれぞれ１文字として数えた場合の読みの文字数と同じである。
一　固有名詞的部分の読みが１音拍の場合は追加方式によるものとする。
二　固有名詞的部分の読みが２音拍で漢字１文字の場合は原則追加方式によるものとする。ただし、固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、行政名、居住地名、公共施設名等に使用されている場合は置換方式によることができる。
三　固有名詞的部分の読みが２音拍で漢字１文字でない場合で、地形を表す英語が先頭に付く場合（山、湖、岬）は原則追加方式によるものとする。ただし、次の場合は置換方式によるものとする。
イ　固有名詞的部分のみで山又は山域を指す場合</td><td>（島以外の単体の自然地名の英語表記）
第１１条　島以外の単体の自然地名の英語表記は、次の各号に定めるところにより行う。
一　地形を表す部分が標準的な漢字及び読みに該当しない場合は、追加方式によるものとする。
二　地形を表す部分の直前に促音がある場合は追加方式によるものとする。
三　地形を表す部分の直前に助字（平仮名表記でのみ現れる場合も含む）がある場合は追加方式によるものとする。
２　前項に該当しない場合、次の各号に定めるところにより英語表記を行う。
本項では、固有名詞的部分（名称全体から地形を表す部分を除いた部分）の読みの音拍数により場合分けをする。音拍数とは、促音（「っ」）、長音（「ー」）、撥（はつ）音（「ん」）及び拗音（「きゃ」「きゅ」「きょ」など）をそれぞれ１文字として数えた場合の読みの文字数と同じである。
一　固有名詞的部分の読みが１音拍の場合は追加方式によるものとする。
二　固有名詞的部分の読みが２音拍で漢字１文字の場合は原則追加方式によるものとする。ただし、固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、行政名、居住地名、公共施設名等に使用されている場合は置換方式によることができる。
三　固有名詞的部分の読みが２音拍で漢字１文字でない場合で、地形を表す英語が先頭に付く場合（山、湖、岬）は原則追加方式によるものとする。ただし、次の場合は置換方式によるものとする。
イ　固有名詞的部分のみで山又は山域を指す場合</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行（令和５年３月３１日改正）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>ロ　固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、行政名、居住地名、公共施設名等に使用されている場合
ハ　琵琶湖。
四　固有名詞的部分の読みが２音拍で漢字１文字でない場合で、地形を表す英語が末尾に付く場合（川、峠、海岸）は、原則置換方式によるものとする。ただし、地名全体が地域名、行政名、居住地名、公共施設名等に広く使用されている場合は追加方式によるものとする。また、地名全体とその固有名詞的部分の両者が使用されている場合は、より広く利用されている方を適用する。
五　固有名詞的部分の読みが３音拍以上の場合は原則置換方式によるものとする。ただし、複合地名の場合や東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元等の接頭語が付く場合は、要素に分解し、最後の要素の固有名詞的部分の読みの音拍数により、本項第一号から第五号までに定めるところにより英語表記を行うものとする。また、地名全体が一体のものとして通用しており、置換方式による英語表記を元の日本語の地名に変換することが困難と考えられる場合は、追加方式によるものとする。</td><td>ロ　固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、行政名、居住地名、公共施設名等に使用されている場合
ハ　琵琶湖。
四　固有名詞的部分の読みが２音拍で漢字１文字でない場合で、地形を表す英語が末尾に付く場合（川、峠、海岸）は、原則置換方式によるものとする。ただし、地名全体が地域名、行政名、居住地名、公共施設名等に広く使用されている場合は追加方式によるものとする。また、地名全体とその固有名詞的部分の両者が使用されている場合は、より広く利用されている方を適用する。
五　固有名詞的部分の読みが３音拍以上の場合は原則置換方式によるものとする。ただし、複合地名の場合や東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元等の接頭語が付く場合は、要素に分解し、最後の要素の固有名詞的部分の読みの音拍数により、本項第一号から第五号までに定めるところにより英語表記を行うものとする。また、地名全体が一体のものとして通用しており、置換方式による英語表記を元の日本語の地名に変換することが困難と考えられる場合は、追加方式によるものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（広域の自然地名の対象）
第１２条　広域の自然地名の英語表記基準は、山脈、山地・高地・連山、高原、丘陵、台地、盆地、平野・原野、湿原、半島、湾、諸島・群島・列島、海峡、海（大洋は除く）、さんご礁等を対象とする。</td><td>（広域の自然地名の対象）
第１２条　広域の自然地名の英語表記基準は、山脈、山地・高地・連山、高原、丘陵、台地、盆地、平野・原野、湿原、半島、湾、諸島・群島・列島、海峡、海（大洋は除く）、さんご礁等を対象とする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（広域の自然地名の英語表記）
第１３条　広域の自然地名の英語表記は、置換方式によることを原則とする。諸島・群島・列島について、条約等で既に使用されている英語表記がある場合はその表記に合わせる。</td><td>（広域の自然地名の英語表記）
第１３条　広域の自然地名の英語表記は、置換方式によることを原則とする。諸島・群島・列島について、条約等で既に使用されている英語表記がある場合はその表記に合わせる。</td><td></td></tr>
<tr><td>（広域の自然地名の地形を表す標準的な漢字、英語）
第１４条　広域の自然地名の英語表記について、地形の種別及び英語は、次表を標準とする。
<table>
<tr><th>地形の種別</th><th>地形を表す英語</th><th>表記例</th></tr>
<tr><td>山脈</td><td>Mountain Range</td><td>奥羽山脈（おううさんみゃく）Ou Mountain Range</td></tr>
<tr><td>山地、
高地、
連山</td><td>Mountains</td><td>四国山地（しこくさんち）Shikoku Mountains</td></tr>
<tr><td>高原</td><td>Highland</td><td>石見高原（いわみこうげん）Iwami Highland</td></tr>
<tr><td>丘陵</td><td>Hills</td><td>白糠丘陵（しらぬかきゅうりょう）Shiranuka Hills</td></tr>
<tr><td>台地</td><td>Plateau</td><td>根釧台地（こんせんだいち）Konsen Plateau
秋吉台（あきよしだい）Akiyoshidai Plateau　（例外）
※「台」はPlateauの標準的な訳「台地」と異なる。</td></tr>
<tr><td>盆地</td><td>Basin</td><td>甲府盆地（こうふぼんち）Kofu Basin</td></tr>
<tr><td>平野、
原野</td><td>Plain</td><td>関東平野（かんとうへいや）Kanto Plain</td></tr>
<tr><td>湿原</td><td>Marsh</td><td>釧路湿原（くしろしつげん）Kushiro Marsh
尾瀬ヶ原（おぜがはら）Ozegahara Marsh　（例外）</td></tr>
<tr><td>半島</td><td>Peninsula</td><td>紀伊半島（きいはんとう）Kii Peninsula</td></tr>
<tr><td>湾</td><td>Bay</td><td>東京湾（とうきょうわん）Tokyo Bay
若宮浦（わかみやうら）Wakamiyaura Bay　（例外）
※「浦」はBayの標準的な訳「湾」と異なる。</td></tr>
<tr><td>海峡</td><td>Strait</td><td>対馬海峡（つしまかいきょう）Tsushima Strait
豊後水道（ぶんごすいどう）Bungosuido Strait　（例外）
備讃瀬戸（びさんせと）Bisanseto Strait　（例外）
※「水道」「瀬戸」はStraitの標準的な訳「海峡」と異なる。</td></tr>
<tr><td>諸島、
群島、
列島</td><td>Islands</td><td>伊豆諸島（いずしょとう）Izu Islands
男女群島（だんじょぐんとう）Danjo Islands
八重山列島（やえやまれっとう）Yaeyama Islands</td></tr>
<tr><td>海</td><td>Sea</td><td>有明海（ありあけかい）Ariake Sea
玄界灘（げんかいなだ）Genkainada Sea　（例外）</td></tr>
</table></td><td>（広域の自然地名の地形を表す標準的な漢字、英語）
第１４条　広域の自然地名の英語表記について、地形の種別及び英語は、次表を標準とする。
<table>
<tr><th>地形の種別</th><th>地形を表す英語</th><th>表記例</th></tr>
<tr><td>山脈</td><td>Mountain Range</td><td>奥羽山脈（おううさんみゃく）Ou Mountain Range</td></tr>
<tr><td>山地、
高地、
連山</td><td>Mountains</td><td>四国山地（しこくさんち）Shikoku Mountains</td></tr>
<tr><td>高原</td><td>Highland</td><td>石見高原（いわみこうげん）Iwami Highland</td></tr>
<tr><td>丘陵</td><td>Hills</td><td>白糠丘陵（しらぬかきゅうりょう）Shiranuka Hills</td></tr>
<tr><td>台地</td><td>Plateau</td><td>根釧台地（こんせんだいち）Konsen Plateau
秋吉台（あきよしだい）Akiyoshidai Plateau　（例外）
※「台」はPlateauの標準的な訳「台地」と異なる。</td></tr>
<tr><td>盆地</td><td>Basin</td><td>甲府盆地（こうふぼんち）Kofu Basin</td></tr>
<tr><td>平野、
原野</td><td>Plain</td><td>関東平野（かんとうへいや）Kanto Plain</td></tr>
<tr><td>湿原</td><td>Marsh</td><td>釧路湿原（くしろしつげん）Kushiro Marsh
尾瀬ヶ原（おぜがはら）Ozegahara Marsh　（例外）</td></tr>
<tr><td>半島</td><td>Peninsula</td><td>紀伊半島（きいはんとう）Kii Peninsula</td></tr>
<tr><td>湾</td><td>Bay</td><td>東京湾（とうきょうわん）Tokyo Bay
若宮浦（わかみやうら）Wakamiyaura Bay　（例外）
※「浦」はBayの標準的な訳「湾」と異なる。</td></tr>
<tr><td>海峡</td><td>Strait</td><td>対馬海峡（つしまかいきょう）Tsushima Strait
豊後水道（ぶんごすいどう）Bungosuido Strait　（例外）
備讃瀬戸（びさんせと）Bisanseto Strait　（例外）
※「水道」「瀬戸」はStraitの標準的な訳「海峡」と異なる。</td></tr>
<tr><td>諸島、
群島、
列島</td><td>Islands</td><td>伊豆諸島（いずしょとう）Izu Islands
男女群島（だんじょぐんとう）Danjo Islands
八重山列島（やえやまれっとう）Yaeyama Islands</td></tr>
<tr><td>海</td><td>Sea</td><td>有明海（ありあけかい）Ariake Sea
玄界灘（げんかいなだ）Genkainada Sea　（例外）</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行（令和５年３月３１日改正）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>瀬戸内海（せとないかい）Setonaikai Sea　　（例外）
※「灘」「内海」はSeaの標準的な訳「海」と異なる。</td></tr>
<tr><td>さんご礁</td><td>Coral Reef</td><td>ルカン礁（るかんしょう）Rukan Coral Reef
八重干瀬（やびじ）Yabiji Coral Reef　　（例外）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>瀬戸内海（せとないかい）Setonaikai Sea　　（例外）
※「灘」「内海」はSeaの標準的な訳「海」と異なる。</td></tr>
<tr><td>さんご礁</td><td>Coral Reef</td><td>ルカン礁（るかんしょう）Rukan Coral Reef
八重干瀬（やびじ）Yabiji Coral Reef　　（例外）</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>（行政名・居住地名の対象）
第１５条　行政名・居住地名の英語表記基準は、都道府県名、郡名、市町村名、大字、字、丁目、番、号、番地を対象とする。</td><td>（行政名・居住地名の対象）
第１５条　行政名・居住地名の英語表記基準は、都道府県名、郡名、市町村名、大字、字、丁目、番、号、番地を対象とする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（都道府県名の英語表記）
第１６条　都道府県名の英語表記は、置換方式によるものとする。都道府県とその英語は次の各号に定めるとおりに行う。
一　東京都はTokyo Metropolisと表記するものとする。
二　北海道はHokkaido Prefectureと表記するものとする。
三　府県は、表音のローマ字表記のFu、KenをPrefectureにして表記するものとする。
四　都道府県名であることが容易に読み取れる場合には、これらの行政区分を表す英語を省略することができる。</td><td>（都道府県名の英語表記）
第１６条　都道府県名の英語表記は、置換方式によるものとする。都道府県とその英語は次の各号に定めるとおりに行う。
一　東京都はTokyo Metropolisと表記するものとする。
二　北海道はHokkaido Prefectureと表記するものとする。
三　府県は、表音のローマ字表記のFu、KenをPrefectureにして表記するものとする。
四　都道府県名であることが容易に読み取れる場合には、これらの行政区分を表す英語を省略することができる。</td><td></td></tr>
<tr><td>（郡名の英語表記）
第１７条　郡名の英語表記は、置換方式によるものとする。表音のローマ字表記のGunをCountyにして表記するものとする。</td><td>（郡名の英語表記）
第１７条　郡名の英語表記は、置換方式によるものとする。表音のローマ字表記のGunをCountyにして表記するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（市区町村名の英語表記）
第１８条　市区町村名の英語表記は、置換方式によるものとする。市区町村とその英語は次の各号に定めるとおりに行う。
一　市は表音のローマ字表記のShiをCityにして表記するものとする。
二　区は表音のローマ字表記のKuをWardにして表記するものとする。ただし、東京23区は表音のローマ字表記のKuをCityにして表記する。
三　町は表音のローマ字表記のCho又はMachiをTownにして表記するものとする。
四　村は表音のローマ字表記のMura又はSonをVillageにして表記するものとする。
五　市区町村名であることが容易に読み取れる場合には、これらの行政区分を表す英語を省略することができる。</td><td>（市区町村名の英語表記）
第１８条　市区町村名の英語表記は、置換方式によるものとする。市区町村とその英語は次の各号に定めるとおりに行う。
一　市は表音のローマ字表記のShiをCityにして表記するものとする。
二　区は表音のローマ字表記のKuをWardにして表記するものとする。ただし、東京23区は表音のローマ字表記のKuをCityにして表記する。
三　町は表音のローマ字表記のCho又はMachiをTownにして表記するものとする。
四　村は表音のローマ字表記のMura又はSonをVillageにして表記するものとする。
五　市区町村名であることが容易に読み取れる場合には、これらの行政区分を表す英語を省略することができる。</td><td></td></tr>
<tr><td>（大字、字、丁目の英語表記）
第１９条　大字、字、丁目の英語表記は、次の各号に定めるところにより行う。ローマ字表記と数字の間は半角スペースを付与するものとする。
一　大字、字は表音のローマ字のみを表記するものとする。表音のローマ字表記のOaza、Azaは省略するものとする。
二　一丁目、二丁目の「一」、「二」の部分は算用数字を表記するものとする。ローマ字表記のChomeは省略することができる。Chomeが必要な場合には、算用数字に続けて付与するものとする。</td><td>（大字、字、丁目の英語表記）
第１９条　大字、字、丁目の英語表記は、次の各号に定めるところにより行う。ローマ字表記と数字の間は半角スペースを付与するものとする。
一　大字、字は表音のローマ字のみを表記するものとする。表音のローマ字表記のOaza、Azaは省略するものとする。
二　一丁目、二丁目の「一」、「二」の部分は算用数字を表記するものとする。ローマ字表記のChomeは省略することができる。Chomeが必要な場合には、算用数字に続けて付与するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（番、号、番地の英語表記）
第２０条　番、号、番地の英語表記は、数字のみを表記するものとする。ローマ字表記と数字の間は半角スペースを、数字同士はハイフンを付与するものとする。</td><td>（番、号、番地の英語表記）
第２０条　番、号、番地の英語表記は、数字のみを表記するものとする。ローマ字表記と数字の間は半角スペースを、数字同士はハイフンを付与するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（施設名の対象）
第２１条　施設名の英語表記基準は、道路、橋、トンネル、鉄道駅、空港、港、公園、神社仏閣、城、学校、建物等を対象とする。</td><td>（施設名の対象）
第２１条　施設名の英語表記基準は、道路、橋、トンネル、鉄道駅、空港、港、公園、神社仏閣、城、学校、建物等を対象とする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（施設名の英語表記）
第２２条　施設名については、施設管理者が使用している英語名称がある場合は、それを表記するものとする。
２　前項に該当しない場合は、次の各号を標準とし、第２３条から第３２条までの規定に定めるところにより英語表記を行う。ただし、道路（道路管理者の管理する橋及びトンネルも含む。）の英語表記については、「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」によるものとする。
一　種別を表す語が常に一定であるような種類の施設名の英語表記は、置換方式によることを標準とする。</td><td>（施設名の英語表記）
第２２条　施設名については、施設管理者が使用している英語名称がある場合は、それを表記するものとする。
２　前項に該当しない場合は、次の各号を標準とし、第２３条から第３２条までの規定に定めるところにより英語表記を行う。ただし、道路（道路管理者の管理する橋及びトンネルも含む。）の英語表記については、「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」によるものとする。
一　種別を表す語が常に一定であるような種類の施設名の英語表記は、置換方式によることを標準とする。</td><td></td></tr>
</table>

改正案	現行（令和５年３月３１日改正）	コメント
二　種別を表す語が多種多様であるような種類の施設名は、追加方式によるものとする。ただし、広く使用されているものについては置換方式によることができる。	二　種別を表す語が多種多様であるような種類の施設名は、追加方式によるものとする。ただし、広く使用されているものについては置換方式によることができる。	
（道路名の英語表記） 第２３条　道路名の英語表記は、追加方式によるものとする。	（道路名の英語表記） 第２３条　道路名の英語表記は、追加方式によるものとする。	
（橋名の英語表記） 第２４条　橋名の英語表記は、置換方式によるものとする。「橋」又は「ブリッジ」は Bridge と表記するものとする。「大橋」は追加方式により〇〇-ohashi Bridge と表記するものとする。 ２　日本橋、二重橋のように居住地名や駅名、観光名所として名称全体が一体化しているものについては追加方式によるものとする。	（橋名の英語表記） 第２４条　橋名の英語表記は、置換方式によるものとする。「橋」又は「ブリッジ」は Bridge と表記するものとする。「大橋」は追加方式により〇〇-ohashi Bridge と表記するものとする。 ２　日本橋、二重橋のように居住地名や駅名、観光名所として名称全体が一体化しているものについては追加方式によるものとする。	
（トンネル名の英語表記） 第２５条　トンネル名の英語表記は、置換方式によるものとする。「トンネル」又は「隧道（ずいどう）」は Tunnel と表記するものとする。	（トンネル名の英語表記） 第２５条　トンネル名の英語表記は、置換方式によるものとする。「トンネル」又は「隧道（ずいどう）」は Tunnel と表記するものとする。	
（鉄道駅名の英語表記） 第２６条　鉄道駅名の英語表記は、置換方式によるものとする。「駅」は Station と表記するものとする。ただし、「新駅」の場合は、追加方式によるものとし、shin-eki Station と表記するものとする。	（鉄道駅名の英語表記） 第２６条　鉄道駅名の英語表記は、置換方式によるものとする。「駅」は Station と表記するものとする。ただし、「新駅」の場合は、追加方式によるものとし、shin-eki Station と表記するものとする。	
（空港名の英語表記） 第２７条　空港名の英語表記は、置換方式によるものとする。「空港」又は「飛行場」は Airport と表記するものとする。	（空港名の英語表記） 第２７条　空港名の英語表記は、置換方式によるものとする。「空港」又は「飛行場」は Airport と表記するものとする。	
（港名の英語表記） 第２８条　港名の英語表記は、置換方式によるものとする。「港」は Port と表記するものとする。ただし、「港」の直前に「東」「西」「南」「北」が付く場合は追加方式によるものとする。	（港名の英語表記） 第２８条　港名の英語表記は、置換方式によるものとする。「港」は Port と表記するものとする。ただし、「港」の直前に「東」「西」「南」「北」が付く場合は追加方式によるものとする。	
（公園名の英語表記） 第２９条　公園名の英語表記は、置換方式によるものとする。「公園」は Park と表記するものとする。ただし、種別を表す語が「公園」でない場合には追加方式によるものとする。	（公園名の英語表記） 第２９条　公園名の英語表記は、置換方式によるものとする。「公園」は Park と表記するものとする。ただし、種別を表す語が「公園」でない場合には追加方式によるものとする。	
（神社仏閣名の英語表記） 第３０条　神社仏閣名の英語表記は、追加方式によるものとする。神社は Shrine と、仏閣は Temple と表記するものとする。	（神社仏閣名の英語表記） 第３０条　神社仏閣名の英語表記は、追加方式によるものとする。神社は Shrine と、仏閣は Temple と表記するものとする。	
（城名の英語表記） 第３１条　城名の英語表記は、置換方式によるものとする。「城」は Castle と表記するものとする。ただし、種別を表す語が「城」でない場合は追加方式によるものとする。	（城名の英語表記） 第３１条　城名の英語表記は、置換方式によるものとする。「城」は Castle と表記するものとする。ただし、種別を表す語が「城」でない場合は追加方式によるものとする。	
（学校名、建物名の英語表記） 第３２条　学校名、建物名の英語表記は、置換方式によることを原則とする。ただし、名称に種別を表す用語が含まれていない場合や英語に対する標準的な日本語訳でない場合は追加方式とするものとする。	（学校名、建物名の英語表記） 第３２条　学校名、建物名の英語表記は、置換方式によることを原則とする。ただし、名称に種別を表す用語が含まれていない場合や英語に対する標準的な日本語訳でない場合は追加方式とするものとする。	
（分かち書き） 第３３条　地名等の解釈又は発音の便宜上必要なときは、分かち書きを行うことができる。 ２　地名の解釈で区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。ただし、分かち書きしなくても誤解のない場合や、短い地名等の場合は除く。区切る箇所は、次の各号のとおりとする。第一号及び第二号の場合は、ハイフンの後ろの最初の文字を大文字にするものとする。 一　複合地名における地域名称等の後 二　東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元など他の地名と相対的な関係を表す接頭語の後 三　地形を表す部分の前 ３　発音の便宜上区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。ただし、広く使用されているなど、分かち書きしなくても誤解のない場合は除く。	（分かち書き） 第３３条　地名等の解釈又は発音の便宜上必要なときは、分かち書きを行うことができる。 ２　地名の解釈で区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。ただし、分かち書きしなくても誤解のない場合や、短い地名等の場合は除く。区切る箇所は、次の各号のとおりとする。第一号及び第二号の場合は、ハイフンの後ろの最初の文字を大文字にするものとする。 一　複合地名における地域名称等の後 二　東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元など他の地名と相対的な関係を表す接頭語の後 三　地形を表す部分の前 ３　発音の便宜上区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。ただし、広く使用されているなど、分かち書きしなくても誤解のない場合は除く。	

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行（令和５年３月３１日改正）</th><th>コメント</th></tr>
<tr>
<td>
（地形・種別用語の省略）
第３４条　地図の注記として使用する際は、注記の重なりを回避し地図を見やすくするため、必要に応じ、地形や行政単位、施設の種別を表す部分の英語表記の略称を次表のとおり使用することができる。
<table>
<tr><th>地形の種別</th><th>地形を表す英語</th><th>略称の表記</th></tr>
<tr><td>海岸</td><td>Beach</td><td>B.</td></tr>
<tr><td>岬</td><td>Cape</td><td>C.</td></tr>
<tr><td>高原</td><td>Highland</td><td>Hld.</td></tr>
<tr><td>丘陵</td><td>Hills</td><td>Hls</td></tr>
<tr><td>島</td><td>Island</td><td>Is.</td></tr>
<tr><td>諸島・群島・列島</td><td>Islands</td><td>Iss</td></tr>
<tr><td>湖</td><td>Lake</td><td>L.</td></tr>
<tr><td>山</td><td>Mount</td><td>Mt.</td></tr>
<tr><td>山脈</td><td>Mountain Range</td><td>MtR.</td></tr>
<tr><td>山地・高地</td><td>Mountains</td><td>Mts</td></tr>
<tr><td>峠</td><td>Pass</td><td>P.</td></tr>
<tr><td>半島</td><td>Peninsula</td><td>Pen.</td></tr>
<tr><td>平野・原野</td><td>Plain</td><td>Pl.</td></tr>
<tr><td>台地</td><td>Plateau</td><td>Plat.</td></tr>
<tr><td>川</td><td>River</td><td>R.又はRiv.</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（地形・種別用語の省略）
第３４条　地図の注記として使用する際は、注記の重なりを回避し地図を見やすくするため、必要に応じ、地形や行政単位、施設の種別を表す部分の英語表記の略称を次表のとおり使用することができる。
<table>
<tr><th>地形の種別</th><th>地形を表す英語</th><th>略称の表記</th></tr>
<tr><td>海岸</td><td>Beach</td><td>B.</td></tr>
<tr><td>岬</td><td>Cape</td><td>C.</td></tr>
<tr><td>高原</td><td>Highland</td><td>Hld.</td></tr>
<tr><td>丘陵</td><td>Hills</td><td>Hls</td></tr>
<tr><td>島</td><td>Island</td><td>Is.</td></tr>
<tr><td>諸島・群島・列島</td><td>Islands</td><td>Iss</td></tr>
<tr><td>湖</td><td>Lake</td><td>L.</td></tr>
<tr><td>山</td><td>Mount</td><td>Mt.</td></tr>
<tr><td>山脈</td><td>Mountain Range</td><td>MtR.</td></tr>
<tr><td>山地・高地</td><td>Mountains</td><td>Mts</td></tr>
<tr><td>峠</td><td>Pass</td><td>P.</td></tr>
<tr><td>半島</td><td>Peninsula</td><td>Pen.</td></tr>
<tr><td>平野・原野</td><td>Plain</td><td>Pl.</td></tr>
<tr><td>台地</td><td>Plateau</td><td>Plat.</td></tr>
<tr><td>川</td><td>River</td><td>R.又はRiv.</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

改正案

別添１

表音のローマ字による表記方法

下表（地名集日本に記載）に従ってローマ字に変換する。

あ	い	う	え	お			
a	i	u	e	o			
か	き	く	け	こ	きゃ	きゅ	きょ
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
さ	し	す	せ	そ	しゃ	しゅ	しょ
sa	shi	su	se	so	sha	shu	sho
た	ち	つ	て	と	ちゃ	ちゅ	ちょ
ta	chi	tsu	te	to	cha	chu	cho
な	に	ぬ	ね	の	にゃ	にゅ	にょ
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
は	ひ	ふ	へ	ほ	ひゃ	ひゅ	ひょ
ha	hi	fu	he	ho	hya	hyu	hyo
ま	み	む	め	も	みゃ	みゅ	みょ
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
や		ゆ		よ			
ya		yu		yo			
ら	り	る	れ	ろ	りゃ	りゅ	りょ
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
わ				を			
wa				o			
ん	っ						
n	（注－２）（３）参照						
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ぎゃ	ぎゅ	ぎょ
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	じゃ	じゅ	じょ
za	ji	zu	ze	zo	ja	ju	jo
だ	ぢ	づ	で	ど	ぢゃ	ぢゅ	ぢょ
da	(ji)	(zu)	de	do	(ja)	(ju)	(jo)
ば	び	ぶ	べ	ぼ	びゃ	びゅ	びょ
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	ぴゃ	ぴゅ	ぴょ
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

（注－１）
　１行目・・・平仮名
　２行目・・・内閣告示の中の第二表のうち、ヘボン式に相当するローマ字
　　（　）は重出を表す。
（注－２）
　上記表のほかは、おおむね次の各項による。（一部内閣告示と異なる。）
（１）はねる音「ん」は、全てｎと書く。
（２）はねる音をあらわすｎと、次に来る母音字又はｙを切り離す必要がある場合には、ｎの次にハイフンを入れる。
（３）つまる音は、次の音節の最初の子音字を重ねて表す。ただし、次にｃｈ音がくる場合にはｃを重ねずｔを用いる。
（４）長音を表す記号は省略する。

備考１　注－２（２）、（３）の例
　観音寺（かんおんじ）市　Kan-onji City
　倶知安（くっちゃん）町　Kutchan Town
　乙知志（おっちし）岬　Cape Otchishi

備考２　注－２（４）　長音を表す記号の省略について
　長音を表す記号は、省略することを原則とする。
　ただし、50音の「い」段の長音は、「i」を重ねて表し、「えい」は「ei」と書く。

現行（令和５年３月３１日改正）

別添１

表音のローマ字による表記方法

下表（地名集日本に記載）に従ってローマ字に変換する。

あ	い	う	え	お			
a	i	u	e	o			
か	き	く	け	こ	きゃ	きゅ	きょ
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
さ	し	す	せ	そ	しゃ	しゅ	しょ
sa	shi	su	se	so	sha	shu	sho
た	ち	つ	て	と	ちゃ	ちゅ	ちょ
ta	chi	tsu	te	to	cha	chu	cho
な	に	ぬ	ね	の	にゃ	にゅ	にょ
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
は	ひ	ふ	へ	ほ	ひゃ	ひゅ	ひょ
ha	hi	fu	he	ho	hya	hyu	hyo
ま	み	む	め	も	みゃ	みゅ	みょ
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
や		ゆ		よ			
ya		yu		yo			
ら	り	る	れ	ろ	りゃ	りゅ	りょ
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
わ				を			
wa				o			
ん	っ						
n	（注－２）（３）参照						
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ぎゃ	ぎゅ	ぎょ
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	じゃ	じゅ	じょ
za	ji	zu	ze	zo	ja	ju	jo
だ	ぢ	づ	で	ど	ぢゃ	ぢゅ	ぢょ
da	(ji)	(zu)	de	do	(ja)	(ju)	(jo)
ば	び	ぶ	べ	ぼ	びゃ	びゅ	びょ
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	ぴゃ	ぴゅ	ぴょ
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

（注－１）
　１行目・・・平仮名
　２行目・・・内閣告示の中の第二表のうち、ヘボン式に相当するローマ字
　　（　）は重出を表す。
（注－２）
　上記表のほかは、おおむね次の各項による。（一部内閣告示と異なる）
（１）はねる音「ん」は、全てｎと書く。
（２）はねる音をあらわすｎと、次に来る母音字又はｙを切り離す必要がある場合には、ｎの次にハイフンを入れる。
（３）つまる音は、次の音節の最初の子音字を重ねて表す。ただし、次にｃｈ音がくる場合にはｃを重ねずｔを用いる。
（４）長音を表す記号は省略する。

備考１　注－２（２）、（３）の例
　観音寺（かんおんじ）市　Kan-onji City
　倶知安（くっちゃん）町　Kutchan Town
　乙知志（おっちし）岬　Cape Otchishi

備考２　注－２（４）　長音を表す記号の省略について
　長音を表す記号は、省略することを原則とする。
　ただし、50音の「い」段の長音は、「i」を重ねて表し、「えい」は「ei」と書く。

コメント

改正案	現行（令和５年３月３１日改正）	コメント
また、表音のローマ字表記が「ou」「oo」「uu」となるときに、対応する元の漢字が一文字の場合にはそれぞれ「o」「o」「u」に短縮するが、二文字に分かれる場合には短縮しない。ただし、短縮する表記が通用している場合には、短縮してもよい。 例：王滝（おうたき）川　Otaki River 瀬戸内（せとうち）市　Setouchi City 大野（おおの）町　Ono Town 桑折（こおり）町　Koori Town 善通寺（ぜんつうじ）市　Zentsuji City 勝浦（かつうら）町　Katsuura Town 例外の例：青梅（おうめ）市　Ome City 「ー」(長音符)は省略する。 例）ガロー川→Garo、クーベツ川→Kubetsu、メンナー山→Menna 備考３　特殊音の表し方について 地名集日本の表には定めがない。以下を標準とする。 キェ→kye、シェ→she、チェ→che、ニェ→nye、ヒェ→hye、ミェ→mye、リェ→rye、イェ→ye、ギェ→gye、ジェ→je、ビェ→bye、ピェ→pye、ティ→ti、トゥ→tu、 ディ→di、ドゥ→du、デュ→dyu、ツァ→tsa、ツィ→tsi、ツェ→tse、ツォ→tso、 ファ→fa、フィ→fi、フェ→fe、フォ→fo、フャ→fya、フュ→fyu、フョ→fyo、ヴァ→va、ヴィ→vi、ヴ→vu、ヴェ→ve、ヴォ→vo、ウィ→wi、ウェ→we、ウォ→wo	また、表音のローマ字表記が「ou」「oo」「uu」となるときに、対応する元の漢字が一文字の場合にはそれぞれ「o」「o」「u」に短縮するが、二文字に分かれる場合には短縮しない。ただし、短縮する表記が通用している場合には、短縮してもよい。 例：王滝（おうたき）川　Otaki River 瀬戸内（せとうち）市　Setouchi City 大野（おおの）町　Ono Town 桑折（こおり）町　Koori Town 善通寺（ぜんつうじ）市　Zentsuji City 勝浦（かつうら）町　Katsuura Town 例外の例：青梅（おうめ）市　Ome City 「ー」(長音符)は省略する。 例）ガロー川→Garo、クーベツ川→Kubetsu、メンナー山→Menna 備考３　特殊音の表し方について 地名集日本の表には定めがない。以下を標準とする。 キェ→kye、シェ→she、チェ→che、ニェ→nye、ヒェ→hye、ミェ→mye、リェ→rye、イェ→ye、ギェ→gye、ジェ→je、ビェ→bye、ピェ→pye、ティ→ti、トゥ→tu、 ディ→di、ドゥ→du、デュ→dyu、ツァ→tsa、ツィ→tsi、ツェ→tse、ツォ→tso、 ファ→fa、フィ→fi、フェ→fe、フォ→fo、フャ→fya、フュ→fyu、フョ→fyo、ヴァ→va、ヴィ→vi、ヴ→vu、ヴェ→ve、ヴォ→vo、ウィ→wi、ウェ→we、ウォ→wo	
別添２ **地名等の英語表記例** （島以外の英語表記）第１１条関係 一　地形を表す部分が標準的な漢字及び読みに該当しない場合（追加方式） 例：安家森（あっかもり）Mt. Akkamori、大山（だいせん）Mt. Daisen、 霞ヶ浦（かすみがうら）Lake Kasumigaura、手賀沼（てがぬま）Lake Teganuma、 犬吠埼（いぬぼうさき）Cape Inubosaki 二　地形を表す部分の直前に促音がある場合（追加方式） 例：月山（がっさん）Mt. Gassan、茂庭っ湖（もにわっこ）Lake Moniwakko 三　地形を表す部分の直前に助字（平仮名表記でのみ現れる場合も含む）がある場合（追加方式） 例：八ヶ岳 Mt. Yatsugatake、江の川 Gonokawa River、芦ノ湖 Lake Ashinoko、 湯川（ゆのかわ）Yunokawa River、潮岬（しおのみさき）Cape Shionomisaki ２　前項に該当しない場合 一　固有名詞的部分の読みが１音拍の場合（追加方式） 例：恵山（えさん）Mt. Esan、眉山（びざん）Mt. Bizan、 日川（ひかわ）Hikawa River、鵡川（むかわ）Mukawa River 二　固有名詞的部分の読みが２音拍で漢字１文字の場合（追加方式） 例：立山（たてやま）Mt. Tateyama、白山（はくさん）Mt. Hakusan、 中川（なかがわ）Nakagawa River、荒川（あらかわ）Arakawa River、 西湖（さいこ）Lake Saiko、渋峠（しぶとうげ）Shibutoge Pass 例外：鴨川（かもがわ）Kamo River 鴨川は、高野川との合流点より上流部が賀茂川（かもがわ）と呼ばれることがある。「賀茂」は読みが２音拍で漢字２文字であり、第四号に該当し置換方式となる。また、「賀茂」の地名、施設名は上賀茂神社、上賀茂〇〇町、上賀茂小、京都上賀茂郵便局など多数存在しており、Kamo River から賀茂川あるいは鴨川に変換できる。 三　固有名詞的部分の読みが２音拍で漢字１文字でない場合（漢字２文字、平仮名２文字、片仮名２文字）で、山、湖、岬（地形を表す英語が先頭に付くもの）の場合（追加方式） 例：加波山（かばさん）Mt.Kabasan、万年山（はねやま）Mt. Haneyama 祖母山（そぼさん）Mt.Sobosan、爺爺岳（ちゃちゃだけ）Mt. Chachadake イ　固有名詞的部分のみで山又は山域を指す場合（置換方式）	**別添２** **地名等の英語表記例** （島以外の英語表記）第１１条関係 一　地形を表す部分が標準的な漢字及び読みに該当しない場合（追加方式） 例：安家森（あっかもり）Mt. Akkamori、大山（だいせん）Mt. Daisen、 霞ヶ浦（かすみがうら）Lake Kasumigaura、手賀沼（てがぬま）Lake Teganuma、 犬吠埼（いぬぼうさき）Cape Inubosaki 二　地形を表す部分の直前に促音がある場合（追加方式） 例：月山（がっさん）Mt. Gassan、茂庭っ湖（もにわっこ）Lake Moniwakko 三　地形を表す部分の直前に助字（平仮名表記でのみ現れる場合も含む）がある場合（追加方式） 例：八ヶ岳 Mt. Yatsugatake、江の川 Gonokawa River、芦ノ湖 Lake Ashinoko、 湯川（ゆのかわ）Yunokawa River、潮岬（しおのみさき）Cape Shionomisaki ２　前項に該当しない場合 一　固有名詞的部分の読みが１音拍の場合（追加方式） 例：恵山（えさん）Mt. Esan、眉山（びざん）Mt. Bizan、 日川（ひかわ）Hikawa River、鵡川（むかわ）Mukawa River 二　固有名詞的部分の読みが２音拍で漢字１文字の場合（追加方式） 例：立山（たてやま）Mt. Tateyama、白山（はくさん）Mt. Hakusan、 中川（なかがわ）Nakagawa River、荒川（あらかわ）Arakawa River、 西湖（さいこ）Lake Saiko、渋峠（しぶとうげ）Shibutoge Pass 例外：鴨川（かもがわ）Kamo River 鴨川は、高野川との合流点より上流部が賀茂川（かもがわ）と呼ばれることがある。「賀茂」は読みが２音拍で漢字２文字であり、第四号に該当し置換方式となる。また、「賀茂」の地名、施設名は上賀茂神社、上賀茂〇〇町、上賀茂小、京都上賀茂郵便局など多数存在しており、Kamo River から賀茂川あるいは鴨川に変換できる。 三　固有名詞的部分の読みが２音拍で漢字１文字でない場合（漢字２文字、平仮名２文字、片仮名２文字）で、山、湖、岬（地形を表す英語が先頭に付くもの）の場合（追加方式） 例：加波山（かばさん）Mt.Kabasan、万年山（はねやま）Mt. Haneyama 祖母山（そぼさん）Mt.Sobosan、爺爺岳（ちゃちゃだけ）Mt. Chachadake イ　固有名詞的部分のみで山又は山域を指す場合（置換方式）	

改正案	現行（令和５年３月３１日改正）	コメント
例：富士山 Mt. Fuji、阿蘇山 Mt. Aso、那須岳 Mt. Nasu（那須町）、 那智山 Mt. Nachi（那智勝浦町）、 ロ　固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、居住地名、公共施設名等に使用されている場合（置換方式） 例：諏訪湖 Lake Suwa（諏訪市）、珠洲岬 Cape Suzu（珠洲市）、 余呉湖 Lake Yogo（旧余呉町、長浜市余呉町〇〇の大字、余呉駅）、 都井岬 Cape Toi（串間市都井、都井小、都井郵便局） 四　固有名詞的部分の読みが２音拍で漢字１文字でない場合（漢字２文字、平仮名２文字、片仮名２文字）で、川、峠、海岸（地形を表す英語が末尾に付くもの）の場合（置換方式） 例：利根川 Tone River、那珂川 Naka River、三峰川 Mibu River、 無加川 Muka River、和田峠 Wada Pass ただし、地名全体が居住地名、公共施設名などに使用されている場合（追加方式） 例：江戸川 Edogawa River（江戸川区、江戸川学園） 武庫川 Mukogawa River（武庫川町〇丁目、武庫川大学、武庫川駅） また、地名全体とその固有名詞的部分の両者が使用されている場合は、より広く利用されている方を適用する。 例：加古川 Kakogawa River（加古郡はあるが、加古川市、加古川駅、兵庫県立加古川医療センターなど加古川が含まれる名称が多い。） 注　多摩川は、多摩川駅はあるが、多摩市、多摩丘陵、〇〇大学多摩校舎、多摩動物公園など多摩だけで使用されることが多いため置換方式による Tama River とする。 五　固有名詞的部分の読みが３音拍以上の場合（置換方式） 例：雲取山（くもとりやま）Mt. Kumotori、開聞岳（かいもんだけ）Mt. Kaimon、 剣山（つるぎさん）、剱岳（つるぎだけ）はいずれも Mt. Tsurugi 酒匂川（さかわがわ）Sakawa River、洞爺湖（とうやこ）Lake Toya、 浜名湖（はまなこ）Lake Hamana、襟裳岬（えりもみさき）Cape Erimo、 天城峠（あまぎとうげ）Amagi Pass、三浦海岸（みうらかいがん）Miura Beach、 九十九里浜（くじゅうくりはま）Kujukuri Beach ただし、複合地名（地域名称等が先頭に付く地名）の場合や東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元等の接頭語が付く場合 例：昭和新山　Mt. Showa-Shinzan　昭和＋新山（しんざん）に分解し、第二号適用 能郷白山　Mt. Nogo-Hakusan　能郷＋白山（はくさん）に分解し、第二号適用 西吾妻山　Mt. Nishi-Azuma　西＋吾妻山（あずまやま）に分解し、第五号適用 旧江戸川　Kyu-Edogawa River　旧＋江戸川（えどがわ）に分解し、第四号適用 元荒川　Moto-Arakawa River　元＋荒川（あらかわ）に分解し、第二号を適用 また、地名全体が一体のものとして通用しており、置換方式による英語表記を元の日本語の地名に変換することが困難と考えられる場合（追加方式） 例：東西南北などの方位を表す語は地形を表す語と結びつきが強いので追加方式。 東山（ひがしやま）Mt. Higashiyama （都道府県名の英語表記）第１６条関係 （置換方式） 例：東京都　Tokyo Metropolis 京都府　Kyoto Prefecture 茨城県　Ibaraki Prefecture 例外：北海道　Hokkaido Prefecture （郡名の英語表記）第１７条関係 （置換方式） 例：稲敷郡　Inashiki County	例：富士山 Mt. Fuji、阿蘇山 Mt. Aso、那須岳 Mt. Nasu（那須町）、 那智山 Mt. Nachi（那智勝浦町）、 ロ　固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、居住地名、公共施設名等に使用されている場合（置換方式） 例：諏訪湖 Lake Suwa（諏訪市）、珠洲岬 Cape Suzu（珠洲市）、 余呉湖 Lake Yogo（旧余呉町、長浜市余呉町〇〇の大字、余呉駅）、 都井岬 Cape Toi（串間市都井、都井小、都井郵便局） 四　固有名詞的部分の読みが２音拍で漢字１文字でない場合（漢字２文字、平仮名２文字、片仮名２文字）で、川、峠、海岸（地形を表す英語が末尾に付くもの）の場合（置換方式） 例：利根川 Tone River、那珂川 Naka River、三峰川 Mibu River、 無加川 Muka River、和田峠 Wada Pass ただし、地名全体が居住地名、公共施設名などに使用されている場合（追加方式） 例：江戸川 Edogawa River（江戸川区、江戸川学園） 武庫川 Mukogawa River（武庫川町〇丁目、武庫川大学、武庫川駅） また、地名全体とその固有名詞的部分の両者が使用されている場合は、より広く利用されている方を適用する。 例：加古川 Kakogawa River（加古郡はあるが、加古川市、加古川駅、兵庫県立加古川医療センターなど加古川が含まれる名称が多い） 注　多摩川は、多摩川駅はあるが、多摩市、多摩丘陵、〇〇大学多摩校舎、多摩動物公園など多摩だけで使用されることが多いため置換方式による Tama River とする。 五　固有名詞的部分の読みが３音拍以上の場合（置換方式） 例：雲取山（くもとりやま）Mt. Kumotori、開聞岳（かいもんだけ）Mt. Kaimon、 剣山（つるぎさん）、剱岳（つるぎだけ）はいずれも Mt. Tsurugi 酒匂川（さかわがわ）Sakawa River、洞爺湖（とうやこ）Lake Toya、 浜名湖（はまなこ）Lake Hamana、襟裳岬（えりもみさき）Cape Erimo、 天城峠（あまぎとうげ）Amagi Pass、三浦海岸（みうらかいがん）Miura Beach、 九十九里浜（くじゅうくりはま）Kujukuri Beach ただし、複合地名（地域名称等が先頭に付く地名）の場合や東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元等の接頭語が付く場合 例：昭和新山　Mt. Showa-Shinzan　昭和＋新山（しんざん）に分解し、第二号適用 能郷白山　Mt. Nogo-Hakusan　能郷＋白山（はくさん）に分解し、第二号適用 西吾妻山　Mt. Nishi-Azuma　西＋吾妻山（あずまやま）に分解し、第五号適用 旧江戸川　Kyu-Edogawa River　旧＋江戸川（えどがわ）に分解し、第四号適用 元荒川　Moto-Arakawa River　元＋荒川（あらかわ）に分解し、第二号を適用 また、地名全体が一体のものとして通用しており、置換方式による英語表記を元の日本語の地名に変換することが困難と考えられる場合（追加方式） 例：東西南北などの方位を表す語は地形を表す語と結びつきが強いので追加方式。 東山（ひがしやま）Mt. Higashiyama （都道府県名の英語表記）第１６条関係 （置換方式） 例：東京都　Tokyo Metropolis 京都府　Kyoto Prefecture 茨城県　Ibaraki Prefecture 例外：北海道　Hokkaido Prefecture （郡名の英語表記）第１７条関係 （置換方式） 例：稲敷郡　Inashiki County	修正

改正案	現行（令和５年３月３１日改正）	コメント
（市区町村名の英語表記）第１８条関係 （置換方式） 　例：つくば市　Tsukuba City 　　緑区　　Midori Ward 　　阿見町　　Ami Town 　　美浦村　　Miho Village 　　千代田区　Chiyoda City （大字、字、丁目の英語表記）第１９条関係 　例：浅草　　Asakusa 　　菅平　　Sugadaira 　　霞が関二丁目 Kasumigaseki 2　又は Kasumigaseki 2 Chome （番、号、番地の英語表記）第２０条関係 　例：霞が関二丁目１番３号　Kasumigaseki 2-1-3 　　北郷１番　　Kitasato 1 （道路名の英語表記）第２３条関係 （追加方式） 　例：日比谷通り Hibiya-dori Avenue （橋名の英語表記）第２４条関係 （置換方式） 　例：勝鬨橋　　Kachidoki Bridge 　大橋の場合（追加方式） 　例：琵琶湖大橋　Biwako-ohashi Bridge 　居住地名や駅名、観光名所として名称全体が一体化している場合（追加方式） 　例：日本橋　　Nihonbashi Bridge 　　二重橋　　Nijubashi Bridge （トンネル名の英語表記）第２５条関係 （置換方式） 　例：小仏トンネル　Kobotoke Tunnel （鉄道駅名の英語表記）第２６条関係 （置換方式） 　例：　東京駅　　Tokyo Station 「新駅」の場合（追加方式） 　例：湖遊館新駅　Koyukan-shin-eki Station （空港名の英語表記）第２７条関係 （置換方式） 　例：茨城空港　　Ibaraki Airport （港名の英語表記）第２８条関係 （置換方式） 　例：横浜港　　Yokohama Port 「港」の直前に「東」「西」「南」「北」が付く場合（追加方式） 　　竹富東港　Taketomi-Higashiko Port （公園名の英語表記）第２９条関係 （置換方式） 　例：日比谷公園　　Hibiya Park 　種別を表す語が「公園」でない場合（追加方式） 　例：偕楽園　　Kairakuen Park （神社仏閣名の英語表記）第３０条関係 （追加方式）	（市区町村名の英語表記）第１８条関係 （置換方式） 　例：つくば市　Tsukuba City 　　緑区　　Midori Ward 　　阿見町　　Ami Town 　　美浦村　　Miho Village 　　千代田区　Chiyoda City （大字、字、丁目の英語表記）第１９条関係 　例：浅草　　Asakusa 　　菅平　　Sugadaira 　　霞が関二丁目 Kasumigaseki 2　又は Kasumigaseki 2 Chome （番、号、番地の英語表記）第２０条関係 　例：霞が関二丁目１番３号　Kasumigaseki 2-1-3 　　北郷１番　　Kitasato 1 （道路名の英語表記）第２３条関係 （追加方式） 　例：日比谷通り Hibiya-dori Avenue （橋名の英語表記）第２４条関係 （置換方式） 　例：勝鬨橋　　Kachidoki Bridge 　大橋の場合（追加方式） 　例：琵琶湖大橋　Biwako-ohashi Bridge 　居住地名や駅名、観光名所として名称全体が一体化している場合（追加方式） 　例：日本橋　　Nihonbashi Bridge 　　二重橋　　Nijubashi Bridge （トンネル名の英語表記）第２５条関係 （置換方式） 　例：小仏トンネル　Kobotoke Tunnel （鉄道駅名の英語表記）第２６条関係 （置換方式） 　例：　東京駅　　Tokyo Station 「新駅」の場合（追加方式） 　例：湖遊館新駅　Koyukan-shin-eki Station （空港名の英語表記）第２７条関係 （置換方式） 　例：茨城空港　　Ibaraki Airport （港名の英語表記）第２８条関係 （置換方式） 　例：横浜港　　Yokohama Port 「港」の直前に「東」「西」「南」「北」が付く場合（追加方式） 　　竹富東港　Taketomi-Higashiko Port （公園名の英語表記）第２９条関係 （置換方式） 　例：日比谷公園　　Hibiya Park 　種別を表す語が「公園」でない場合（追加方式） 　例：偕楽園　　Kairakuen Park （神社仏閣名の英語表記）第３０条関係 （追加方式）	

改正案	現行（令和５年３月３１日改正）	コメント
例：根津神社　Nezu-jinja Shrine 北野天満宮　Kitano-Tenmangu Shrine 春日大社　Kasugataisha Shrine 東大寺　Todaiji Temple 清水寺　Kiyomizu-dera Temple （城名の英語表記）第３１条関係 （置換方式） 例：熊本城　Kumamoto Castle 種別を表す語が「城」でない場合（追加方式） 例：志苔館　Shinoritate Castle （学校名、建物名の英語表記）第３２条関係 （置換方式） 例：京都大学　Kyoto University 名称に種別を表す用語が含まれていない場合や英語に対する標準的な日本語訳でない場合（追加方式） 例：東京大学　University of Tokyo（Tokyo University ではない） 帝国ホテル　Imperial Hotel　（Teikoku Hotel ではない） （分かち書き）第３３条関係 ２　地名の解釈で区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。 一　複合地名における地域名称等の後 例：安芸高田市　Aki-Takata City 会津朝日岳　Mt. Aizu-Asahi 二　東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元など他の地名と相対的な関係を表す接頭語の後 例：　西吾妻山　Mt. Nishi-Azuma 三　地形を表す部分の前 例：ウコタキヌプリ Mt. Ukotaki-nupuri ３　発音の便宜上区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。 例：観音寺市（かんおんじし）　Kan-onji City 山陽小野田市（さんようおのだし）Sanyo-Onoda City 注　発音及び地名の解釈に基づき忠実に表記すれば San-yo-Onoda City であるが、現在では Sanyo-Onoda City でも誤解がないと判断される。 三本槍岳（さんぼんやりだけ）Mt. Sanbon-yari	例：根津神社　Nezu-jinja Shrine 北野天満宮　Kitano-Tenmangu Shrine 春日大社　Kasugataisha Shrine 東大寺　Todaiji Temple 清水寺　Kiyomizu-dera Temple （城名の英語表記）第３１条関係 （置換方式） 例：熊本城　Kumamoto Castle 種別を表す語が「城」でない場合（追加方式） 例：志苔館　Shinoritate Castle （学校名、建物名の英語表記）第３２条関係 （置換方式） 例：京都大学　Kyoto University 名称に種別を表す用語が含まれていない場合や英語に対する標準的な日本語訳でない場合（追加方式） 例：東京大学　University of Tokyo（Tokyo University ではない） 帝国ホテル　Imperial Hotel　（Teikoku Hotel ではない） （分かち書き）第３３条関係 ２　地名の解釈で区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。 一　複合地名における地域名称等の後 例：安芸高田市　Aki-Takata City 会津朝日岳　Mt. Aizu-Asahi 二　東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元など他の地名と相対的な関係を表す接頭語の後 例：　西吾妻山　Mt. Nishi-Azuma 三　地形を表す部分の前 例：ウコタキヌプリ Mt. Ukotaki-nupuri ３　発音の便宜上区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。 例：観音寺市（かんおんじし）　Kan-onji City 山陽小野田市（さんようおのだし）Sanyo-Onoda City 注　発音及び地名の解釈に基づき忠実に表記すれば San-yo-Onoda City であるが、現在では Sanyo-Onoda City でも誤解がないと判断される。 三本槍岳（さんぼんやりだけ）Mt. Sanbon-yari	

改正案	現行（令和５年３月３１日改正）	コメント
附属資料 多言語表記の地図における地図記号	附属資料 多言語表記の地図における地図記号	

改正案

大分類	分類	分類コード レイヤ	分類コード 項目データ	名称	地図情報レベル 500	1000	2500	5000	10000	図式	データタイプ 取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値	線号	適用	端点一致	
建物等	建物記号	－	－	郵便局	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				郵便局は、普通郵便局及び特定郵便局については注記で表示するのを原則とする。ただし、建物の一部にあるもの及び簡易郵便局は記号で表示する。		
			－	交番	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				交番とは、警察法による交番その他の派出所及び駐在所をいう。記号を原則とする。		
			－	神社	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	神社・キリスト教会は、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きいもの又は著名なもの等は、必要に応じて名称の注記を併記することができるものとする。		
						一般					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5						
			－	キリスト教会	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5						
			－	博物館/美術館	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				一般の利用に供されている博物館及び美術館に適用する。 必要に応じて名称の注記を併記することができる。		

現行（令和５年３月３１日改正）

大分類	分類	分類コード レイヤ	分類コード 項目データ	名称	地図情報レベル 500	1000	2500	5000	10000	図式	データタイプ 取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値	線号	適用	端点一致	
建物等	建物記号	－	－	郵便局	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				郵便局は、普通郵便局及び特定郵便局については注記で表示するのを原則とする。ただし、建物の一部にあるもの及び簡易郵便局は記号で表示する。		
			－	交番	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				交番とは、警察法による交番その他の派出所及び駐在所をいう。記号を原則とする。		
			－	神社	一般						記号の表示位置の点情報を取得 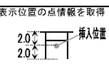		点	E5			4	神社・キリスト教会は、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きいもの又は著名なもの等は、必要に応じて名称の注記を併記することができるものとする。		
						一般					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5						
			－	キリスト教会	一般						記号の表示位置の点情報を取得 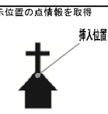		点	E5						
			－	博物館/美術館	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				一般の利用に供されている博物館及び美術館に適用する。 必要に応じて名称の注記を併記することができる。		

コメント

改正案

大分類	分類	分類コード レイヤ	分類コード 項目データ	名称	地図情報レベル 500	1000	2500	5000	10000	図式	データタイプ 取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値	線号	適用	端点一致	
建物等	建物記号	－	－	病院	一般					< 3.0 >	記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				医療法に基づく病院、規模の大きな療養所及び規模の大きい診療所に適用する。 医療法に基づく病院及び規模の大きな療養所などは、必要に応じて名称の注記を併記することができる。		
			－	銀行/ATM	一般					3.0	記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				銀行は、銀行（支店を含む）及び信用金庫に適用し、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きく特に必要と認められるものは名称を注記で併記することができる。 ATMは特に必要と認められるものに適用する。		
			－	ショッピングセンター/百貨店	一般					3.0	記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				ショッピングセンター及びデパートに適用する。 必要に応じて名称の注記を併記することができる。		
			－	コンビニエンスストア/スーパーマーケット	一般					←3.0→	記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				コンビニエンスストアまたはスーパーマーケットをいう。 特に必要と認められるものに適用する。		
			－	ホテル	一般					←3.0→	記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				ホテル及び旅館に適用する。 必要に応じて名称の注記を併記することができる。		

現行（令和５年３月３１日改正）

大分類	分類	分類コード レイヤ	分類コード 項目データ	名称	地図情報レベル 500	1000	2500	5000	10000	図式	データタイプ 取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値	線号	適用	端点一致	
建物等	建物記号	－	－	病院	一般					< 3.0 >	記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				医療法に基づく病院、規模の大きな療養所及び規模の大きい診療所に適用する。 医療法に基づく病院及び規模の大きな療養所などは、必要に応じて名称の注記を併記することができる。		
			－	銀行/ATM	一般					3.0	記号の表示位置の点情報を取得 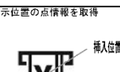		点	E5				銀行は、銀行（支店を含む）及び信用金庫に適用し、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きく特に必要と認められるものは名称を注記で併記することができる。 ATMは特に必要と認められるものに適用する。		
			－	ショッピングセンター/百貨店	一般					3.0	記号の表示位置の点情報を取得 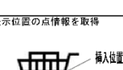		点	E5				ショッピングセンター及びデパートに適用する。 必要に応じて名称の注記を併記することができる。		
			－	コンビニエンスストア/スーパーマーケット	一般					←3.0→	記号の表示位置の点情報を取得 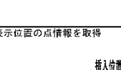		点	E5				コンビニエンスストアまたはスーパーマーケットをいう。 特に必要と認められるものに適用する。		
			－	ホテル	一般					←3.0→	記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				ホテル及び旅館に適用する。 必要に応じて名称の注記を併記することができる。		

コメント

改正案

大分類	分類	分類コード レイヤ	分類コード 項目データ	名称	地図情報レベル 500	1000	2500	5000	10000	図式	データタイプ 取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値	線号	適用	端点一致	
建物等	建物記号	－	－	レストラン	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				一般の利用に供されているレストランをいう。 特に必要と認められるものを記号で表示する。また、必要に応じて名称の注記を併記することができる。		
			－	公衆便所	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				公共のために供することを目的に作られたものをいう。		
			－	観光案内所	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				「ｉ」記号は有人又は無人の観光案内所に適用する。 「？」記号は有人の観光案内所に適用する。		
土地利用等	場地		－	温泉・鉱泉	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				温泉法に基づく温泉又は鉱泉の泉源をいう。注記を併記する。 1.温泉・鉱泉とは、温泉法に基づく温泉及び鉱泉をいい、主要なものを表示する。 2．温泉及び鉱泉の記号は、泉源の位置に表示するのを原則とする。ただし、泉源と浴場が離れている場合には、浴場の位置にも表示することができる。		
交通施設	鉄道施設		－	鉄道駅	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				鉄道事業法又は軌道法に基づく鉄道の駅に適用する。 名称の注記を併記する。		
	航空施設		－	空港/飛行場	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				空港又は飛行場をいう。 名称の注記を併記する。		

現行（令和５年３月３１日改正）

大分類	分類	分類コード レイヤ	分類コード 項目データ	名称	地図情報レベル 500	1000	2500	5000	10000	図式	データタイプ 取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値	線号	適用	端点一致	
建物等	建物記号	－	－	レストラン	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				一般の利用に供されているレストランをいう。 特に必要と認められるものを記号で表示する。また、必要に応じて名称の注記を併記することができる。		
			－	公衆便所	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				公共のために供することを目的に作られたものをいう。		
			－	観光案内所	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				「ｉ」記号は有人又は無人の観光案内所に適用する。 「？」記号は有人の観光案内所に適用する。		
土地利用等	場地		－	温泉・鉱泉	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				温泉法に基づく温泉又は鉱泉の泉源をいう。注記を併記する。 1.温泉・鉱泉とは、温泉法に基づく温泉及び鉱泉をいい、主要なものを表示する。 2．温泉及び鉱泉の記号は、泉源の位置に表示するのを原則とする。ただし、泉源と浴場が離れている場合には、浴場の位置にも表示することができる。		
交通施設	鉄道施設		－	鉄道駅	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				鉄道事業法又は軌道法に基づく鉄道の駅に適用する。 名称の注記を併記する。		
	航空施設		－	空港/飛行場	一般						記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				空港又は飛行場をいう。 名称の注記を併記する。		

コメント